

高松市自主財源検討委員会
最終取りまとめ

令和2年1月

高松市自主財源検討委員会

目次

1	はじめに	1
2	高松市の財政状況	1
3	新たな自主財源の必要性	2
4	新たな自主財源確保策の検討	2
	(1) 市税以外の財源確保策	3
	(2) 普通税	3
	ア 市民税	3
	(ア) 個人市民税	3
	(イ) 法人市民税	4
	イ 固定資産税	4
	ウ 軽自動車税	5
	エ 市たばこ税	5
	オ 鉱産税	5
	カ 法定外普通税	5
	(3) 目的税	5
	ア 入湯税	5
	イ 事業所税	5
	ウ 都市計画税	5
	エ 水利地益税・共同施設税・宅地開発税	6
	オ 法定外目的税	6
5	まとめ	7

(別冊) 資料集

1 はじめに

高松市の財政状況は、後述するように、近年、厳しさを増しており、大西秀人高松市長のマニフェスト2019において「都市計画税や法定外目的税、超過課税の導入などについて検討し、自主財源の充実強化を図ります。」と掲げられているほか、高松市議会においても、法定外目的税の導入を始め、自主財源確保に関する幅広い議論がなされるなど、高松市においては自主財源確保が非常に重要な課題として認識されているものと思料するところである。

このような高松市の厳しい財政状況を受けて、高松市自主財源検討委員会は、外部有識者6名により、令和元年7月に発足し、これまで7回の会議を開催して、高松市の自主財源の充実・強化について、様々な角度から、幅広く検討を重ねてきた。また、議論の過程で中間取りまとめを公表して、市民にも意見を伺い、今回の最終取りまとめに至ったものである。

今後、高松市として、自主財源の充実・強化策についての立案が本格的に進められることとなるが、本委員会での最終取りまとめの内容を踏まえ、高松市が、将来にわたり持続可能な行財政運営を実現するとともに、その取組が市民を始め各界へ広く周知・浸透されることを強く期待する。

なお、本委員会は、自主財源の充実・強化について検討するために発足した委員会であり、歳出改革については本委員会が所管するものではなく、高松市において検討されるものである。

2 高松市の財政状況（別冊資料集P1～9）

高松市の予算規模は、高松市防災合同庁舎（危機管理センター）や高松市立みんなの病院といった近年の大型建設事業の進捗に伴い、平成29年度に過去最大となったが、以降は、その規模を大幅に圧縮している。

しかしながら、恒常的に財政調整基金の取崩しによる予算編成がなされてきたことなどから、26年度以降の5年間で基金残高は半減し（令和元年度末財政調整基金残高見込み約79億円）、特に直近の平成30年度には25億円が減少したところである。

今後の見通しとして、歳入においては、景気の回復基調を前提とすれば個人市民税等の増加が期待されるものの、個人市民税等の増加については、その75%に相当する額が普通交付税から減額されるため、大幅な財源不足の解消は期待できない状況にある。

そのほか、合併に伴う普通交付税の特例的措置の段階的縮小や後述するふるさと納税による個人市民税の税額控除、法人市民税法人税割の税率引下げによる減少にも留意する必要がある。

一方で、歳出においては、地域共生社会の推進、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり、さらにはスマートシティの推進といった「第6次高松市総合計画」

に基づく「まちづくり戦略計画」の重点取組事業など、高松市が目指す都市像の実現に向けた、各種施策・事業の推進、子ども・子育て支援施策の充実や、少子高齢化に伴う医療・介護などの社会保障給付のほか、老朽化施設の更新・修繕といった多額の財政需要が見込まれている。

したがって、高松市の中期財政収支見通しのとおり、今後、財源不足額は増加し、現状のまま更なる対策を講じることなく、財政調整基金の取崩しによる財政運営を行った場合、2、3年で財政調整基金が枯渇し、市民サービスにも影響を及ぼすおそれがあり、高松市は非常に厳しい財政状況にあると言える。

3 新たな自主財源の必要性（別冊資料集P10～14）

このような中、高松市においても、歳入の積極的な確保を図ることとし、市税等の収納対策推進を始め、ネーミングライツの導入、未利用財産の処分やふるさと納税の推進など、自主財源確保の取組が進められてきたところである。

本委員会における自主財源の検討に先立ち、その必要性の確認のため、高松市と人口規模や財源面において類似する都市との財政状況の比較を行った。

その結果、歳入について、高松市は相対的に自主財源が低い水準にあることが伺えた。

その主な要因としては、市税のうち都市計画税を類似都市の大半が導入し、年30億円から70億円規模の収入を得ている状況の中、高松市は未導入であることが挙げられる。

一方で、歳出について、高松市は、これまで7次にわたる行財政改革計画を策定し、補助金等の見直しを始め、事務事業の改革や定員・給与の適正化といった行財政改革を推進し、また、予算編成においても、義務的経費等を除く経常的経費のマイナスシリーニングなどを実施し、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、施策・事業の取捨選択など、効率化に努めてきた結果、平成30年度以降は建設事業費を大幅に抑制していることもあり、予算規模が人口類似団体との比較で最も低い水準にあるなど、相対的に歳出抑制基調となっていることが伺える。

こうした財政状況を踏まえると、更なる歳出抑制が、福祉・保健医療・教育等の施策・事業の大幅な見直しや公共施設等の廃止といった市民生活に直結するサービスの低下等を招く結果につながり得ることも懸念されるところである。

そのため、本委員会としては、歳出改革の取組を前提としつつも、歳出改革のみでは財源不足を補うことは困難であり、自主財源の充実・強化を図ることが必要な状況にあるものと考え、新たな自主財源確保策について議論を進めることとした。

4 新たな自主財源確保策の検討（別冊資料集P15～46）

このような高松市の状況や他都市の状況等も踏まえ、本委員会として、市税以外の様々な財源確保策について、また、市税においては、超過課税の実施や、高松市が課

税していない税の導入の可能性について検討を行った。以下、市税以外の財源確保策、普通税、目的税の順に検討する。

(1) 市税以外の財源確保策（別冊資料集P24～32）

本委員会の中で、ふるさと納税の拡充を始め、ネーミングライツやアダプトプログラム、資源ごみ有料化、交通反則金の上乗せ等、様々な財源確保策の案が示された。

ふるさと納税については、高松市への寄附金額に比べ、高松市民が他の自治体へふるさと納税を行ったことによる市民税からの控除額（令和元年度は約5億2,200万円）が多くなっており、高松市の歳入が減っている状況である。このような状況を高松市民に認識してもらうため、広く周知を行うことも必要である。また、高松市において昨年度から取り組んでいるクラウドファンディングについて、更なる活用がなされることを期待するとの意見もある。

なお、今年度においても、新たな返礼品の開拓や、ふるさと納税ポータルサイトの追加等、PRに努めた結果、令和元年12月末時点での寄附金額は約1億4,300万円と、前年同時期の約8,800万円に比べ1.6倍に増加していることは一定の評価ができるものであり、このような取組を継続していく必要があるものの、安定的な財源とは言えない。

また、ネーミングライツについては、屋島競技場において年額約800万円で導入しているほか、新たに高松駅前広場公衆便所において、年額10万円ではあるものの、事業者が決定したことに加え、東部運動公園などスポーツ施設7施設、中央図書館など図書館施設6施設について、令和元年12月から募集を開始するなど、高松市として、積極的に取組を進めていることが伺える。

なお、本委員会の中間取りまとめに対し、市民から寄せられた意見には、未利用地の売却など市税以外の財源確保策を求める声もあり、今後とも金額の多寡に関わらず、また、既存の手法にとらわれることなく、積極的に財源確保策を実施していく必要があるが、市税以外の財源確保策のみをもって財源不足を補う規模には及ばない。

(2) 普通税

その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。

ア 市民税

(ア) 個人市民税（別冊資料集P33～35）

個人市民税は、収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される普通税であり、均等割、所得割ともに高松市は標準税率を適用している。制限税率の設定はなく、超過課税は可能である。

他都市の事例として、神戸市が400円、横浜市が900円の均等割の超

過課税を実施しており、仮に高松市が均等割の超過課税を実施した場合、400円の超過課税で約8,500万円、900円の超過課税で約1億9,000万円の増収が見込まれる。

また、所得割については、豊岡市が0.1%の超過課税を実施しており、高松市が同様の超過課税を実施した場合、約3億8,000万円の増収が見込まれる。

しかしながら、他都市が導入している規模の超過課税を実施したとしても、個人市民税の均等割、所得割の超過課税のみをもって財源不足を補う規模には及ばない。

なお、普通税としての財源確保が可能であるほか、賦課徴収経費が増加しない等のメリットがある一方、均等割は全ての課税対象者に対して定額で課税されること、東日本大震災による復興増税の期限である令和6年度以降は森林環境税（国税）が導入されることから、更なる増税は、低所得者の負担が非常に大きく、困難であると考えられる。また、所得割についても、全ての課税対象者に対し定率（6%）で課税されることから、低所得者の負担が大きく、市民の理解を得ることは難しいと考えられる。

さらに、個人市民税の所得割は、景気変動による影響を大きく受ける側面があることから、安定的な財源とまでは言えない。

（イ） 法人市民税（別冊資料集P16）

法人市民税は普通税であり、高松市は均等割、法人税割ともに制限税率を適用していることから、これ以上の超過課税はできない。

イ 固定資産税（別冊資料集P36～39（都市計画税との比較資料））

固定資産税は普通税であり、高松市は標準税率（1.4%）を適用している。制限税率の設定はなく、超過課税は可能である。

他の中核市においては、後述する都市計画税を課税していない7市のうち、4市が固定資産税の超過課税を実施している。

仮に高松市が、他都市が採用している税率で超過課税を実施した場合、0.1%では約18億円、0.2%では約37億円の増収が見込まれ、固定資産税の超過課税のみをもって財源不足を補う規模とすることは可能である。

また、普通税としての財源確保が可能であるほか、追加の賦課徴収費用が発生しないこと、導入費用が安価で、準備に要する期間が短いことというメリットがある一方、償却資産に対しても課税されることから、企業活動へ与える影響について配慮が必要との意見もある。

なお、固定資産税は景気変動による影響を受けにくく、安定的な財源と言える。

ウ 軽自動車税（別冊資料集P 1 6）

軽自動車税は普通税であり、高松市は標準税率を適用している。制限税率（標準税率の1.5倍）までの範囲で、超過課税は可能である。

しかし、平成28年度からの新税率（燃費性能に応じて税率が低くなるグリーン化特例、最初の新規検査から13年を経過した車の税率が高くなる経年車重課など）に対して超過課税を行っている団体はなく、また、標準税率による現在の税収は約11億円であり、軽自動車税の超過課税のみをもって財源不足を補う規模には及ばない。

エ 市たばこ税（別冊資料集P 1 6）

市たばこ税は普通税であり、一定税率として定められていることから、超過課税はできない。

オ 鉱産税（別冊資料集P 1 6）

鉱産税は、鉱山の所在市町村が鉱物の採掘事業に対し課する税であり、高松市での課税はない。

カ 法定外普通税（別冊資料集P 1 6、1 8）

法定外普通税は、普通税のうち、地方税法により税目が法定されている法定普通税以外のもので、地方団体が一定の手続き、要件に従い課する税であり、現在、高松市への適用を想定できる他都市の事例は見られない。

(3) 目的税

特定の費用に充てるために課される税。

ア 入湯税（別冊資料集P 1 7）

入湯税は、特定の費用に充てるために課される目的税であり、高松市は標準税率を採用している。

制限税率の設定はなく、超過課税は可能であり、他都市の事例はあるが、標準税率による現在の税収は約2,000万円であり、入湯税の超過課税のみをもって財源不足を補う規模には及ばない。

イ 事業所税（別冊資料集P 1 7）

事業所税は目的税であり、一定税率として定められていることから、超過課税はできない。

ウ 都市計画税（別冊資料集P 3 6～3 9（固定資産税との比較資料））

都市計画税は目的税であり、高松市は現在課税していないが、中核市58市の

うち、51市が課税している。制限税率0.3%までの範囲で、都市計画税の導入は可能である。

仮に高松市が課税対象地域を都市計画区域内全域として、都市計画税を0.1%で課税した場合は約16億円、都市計画税を導入している多くの他都市と同様に0.3%で課税した場合は約49億円の増収が見込まれ、都市計画税の導入のみをもって財源不足を補う規模とすることは可能である。

また、固定資産税と同時に徴収するため、追加の賦課徴収費用が発生しないというメリットがある一方、高松市は、中核市で唯一、市街化区域と市街化調整区域の線引きを廃止しているため、課税対象区域を新たに設定する必要があることや、高松市が推進するコンパクト・エコシティ施策への影響が懸念されること、都市計画税は目的税であり用途が限定されること、課税対象物件の調査等に期間を要する場合があること等の課題が存在するほか、固定資産税に比べ、住宅用地に対する特例が小さいため、同じ税率ならば、負担が大きくなることも考慮する必要があるとの意見もある。

これらのことから、導入の是非を含め、検討には相応の期間を要すると考えられるが、中長期的な視点で、引き続き検討していく必要がある。

なお、都市計画税は固定資産税と同様に、景気変動による影響を受けにくく、安定的な財源と言える。

エ 水利地益税・共同施設税・宅地開発税（別冊資料集P17）

水利地益税・共同施設税・宅地開発税は目的税であり、高松市は現在課税しておらず、全国的にも事例は少ない。

オ 法定外目的税（別冊資料集P18、40～45）

法定外目的税は、目的税のうち、地方税法に定められた税目以外に、地方団体が条例により定める税で、導入には総務大臣の同意が必要である。

このうち、宿泊税については、東京都、大阪府に加え、平成30年10月に京都市、31年4月に金沢市、令和元年11月に倶知安町が導入しているほか、福岡県や福岡市、北九州市などが導入を予定している。

仮に高松市が全ての宿泊施設を対象に、宿泊料に関わらず、一人一泊につき200円を課税した場合、約3億円の増収が見込まれるが、宿泊税の導入のみをもって財源不足を補う規模には及ばない。

なお、基本的には高松市民の負担を伴わず、財源確保ができるメリットがある一方、高松市の観光施策に影響を与える可能性があるほか、宿泊施設に特別徴収の事務負担が発生する等の課題が存在する。

今後の高松市の観光客数や他都市の状況等を勘案し、引き続き検討していく必要がある。

5 まとめ

高松市が、「第6次高松市総合計画」に掲げる、目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」の実現に向け、各種施策・事業を推進していくためには、歳出改革の取組を前提としつつも、歳出改革のみでは財源不足を補うことは困難であり、自主財源の充実・強化を図ることにより、現在の厳しい財政状況を改善していく必要があると考えられる。なお、市民からも、まずは歳出改革を求める声が寄せられており、徹底した歳出改革がなされなければ、市民の理解を得ることはできないものと考えられる。加えて、低所得者への配慮を求める声も寄せられている。前述のとおり、本委員会は自主財源の充実・強化について検討する場であり、高松市において検討がなされる必要がある。

また、財源不足額については、平成30年度において財政調整基金が実際に減少した額である25億円を、議論の目安としてきたが、中期財政収支見通し（別冊資料集P46）を踏まえ、ここ数年でさらなる歳入減・歳出増が見込まれている状況を勘案すると、さらに財源不足額が拡大することが見込まれることを踏まえて検討する必要がある。

このようなことから、財源不足の解消には、歳入については、ふるさと納税やネーミングライツの拡充など、市税以外の財源確保策を着実に実行していくことや、税の公平性の観点からも、滞納整理の強化等、収納率の更なる向上に取り組んでいくことが必要である。その上で、個人市民税の超過課税、固定資産税の超過課税、都市計画税の導入のうち1つ、又はこれらの税目に宿泊税を含めた複数を組み合わせての実施が必要であると考えられる。

その際、それぞれを単独で実施する場合、個人市民税の所得割では0.5%から1%程度、固定資産税では0.1%から0.2%程度の税率の上乗せ、都市計画税では0.1%から0.2%程度の税率の設定が必要となる。

前述した他都市の状況や、それぞれの税目のメリット、課題を勘案すると、本委員会としては、単独であっても複数の組み合わせであっても、普通税であり安定的な財源である固定資産税の超過課税を実施することが必要であると考えられる。なお、税率については、前述の中期財政収支見通しや令和2年度の予算編成の状況等も踏まえ、歳出改革の影響も考慮した上で、適切に設定する必要がある。

市民に新たな負担を求めるに当たっては、市民の意見を十分に聞くとともに、丁寧に必要性を説明していくことが何よりも重要である。

高松市におかれては、本委員会におけるこの最終取りまとめを踏まえ、市民を始め、各界の意見も伺いながら、必要な検討を行い、結論を先送りすることなく、将来を見据え、持続可能な行財政運営に資する結論を導き出していただくようお願いしたい。